

第38期定時株主総会招集ご通知に際しての その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

当社の財産及び損益の状況
当社グループの主要な事業内容
当社グループの主要な営業所及び事業所
従業員の状況
当社グループの主要な借入先の状況
その他当社グループの現況に関する重要な事項
株式の状況
新株予約権等の状況
責任限定契約の内容の概要
補償契約の内容の概要等
役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
社外役員に関する事項
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査役会の監査報告

株式会社ビーイングホールディングス

上記の事項は、法令および当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

当社の財産及び損益の状況

区分	第35期 (2020年12月期)	第36期 (2021年12月期)	第37期 (2022年12月期)	第38期 (当事業年度) (2023年12月期)
営業収益(百万円)	1,490	1,561	1,873	2,040
経常利益(百万円)	417	349	544	649
当期純利益(百万円)	357	303	482	589
1株当たり当期純利益 (円)	78.18	53.27	83.13	99.93
純資産(百万円)	2,063	2,292	2,675	3,143
総資産(百万円)	8,051	7,811	8,169	9,250
1株当たり純資産 (円)	363.62	396.31	455.17	527.21

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により、また、1株当たり純資産は期末株式数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第37期の事業年度の期首から適用しており、第37期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

当社グループの主要な事業内容（2023年12月31日現在）

事業区分	事業内容
物流事業	物流センターの運営（構内業務・配達業務）及びコンサルティング業務等
その他	旅客業、不動産業、システム開発業、保険代理業、自動車整備業、燃料販売業等

当社グループの主要な営業所及び事業所（2023年12月31日現在）

① 当社

金沢本社	石川県金沢市
東京本社	東京都千代田区

② 子会社

事業別	会社名	所在地
物流事業	株式会社 アクティー	石川県金沢市
物流事業	株式会社 福井アクティー	石川県金沢市
物流事業	株式会社 コラビス	石川県金沢市
物流事業	株式会社 東京アクティー	東京都千代田区
物流事業	株式会社 横浜 L S P	東京都千代田区
物流事業	株式会社 A 2 口ジ	石川県金沢市
その他	株式会社 オリエンタル	石川県金沢市
その他	株式会社 G a p p a	石川県金沢市
その他	株式会社 田川自動車	石川県金沢市
その他	株式会社 ベプロ	石川県金沢市
その他	北陸物流効率化事業協同組合	石川県金沢市

従業員の状況 (2023年12月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
物流事業	838 (1,279)名	43名増 (127名増)
その他	59 (8)名	1名増 (-)
全社(共通)	44 (0)名	- (-)
合計	941 (1,287)名	44名増 (127名増)

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
44名	-	46.7歳	11.7年

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）を記載しております。

当社グループの主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額（百万円）
株式会社三菱UFJ銀行	1,691
株式会社北陸銀行	1,136
株式会社富山銀行	789
株式会社北國銀行	758
株式会社商工組合中央金庫	603

その他当社グループの現況に関する重要な事項

特記すべき事項はございません。

株式の状況（2023年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 16,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,962,500株
- ③ 株主数 1,513名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数 (千 株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 喜 多 商 店	2,835	47.54
喜 多 甚 一	622	10.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	380	6.37
a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社	172	2.89
田 中 孝 一	150	2.51
喜 多 和 行	127	2.13
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投信口)	116	1.94
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ イ 銀 行 (信託口)	101	1.69
高 桑 和 浩	91	1.52
野 村 證 券 株 式 会 社	62	1.04

- (注) 1. 持株比率は自己株式（69株）を控除して計算しており、小数点以下第3位を切り捨てて記載しております。
2. 当該自己株式にはビーインググループ従業員持株会が所有する当社株式は含まれておりません。
3. 持株数は千株未満を切り捨てて記載しております。
4. ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は85,000株増加しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はございません。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2016年12月27日
新 株 予 約 権 の 数		100個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 (新株予約権1個につき 2,500株)	250,000株 2,500株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要 しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 458,421円 (1株当たり 184円)
権 利 行 使 期 間		2018年12月28日から 2026年12月27日まで
行 使 の 条 件		なし
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 25個 62,500株 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 0個 0株 0名
	監 査 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 0個 0株 0名

(注) 2019年7月12日付で行った1株を2,500株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
特記すべき事項はございません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
特記すべき事項はございません。

会社役員の状況

① 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

② 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役喜多甚一氏、喜多和行氏、高桑和浩氏、松木正康氏、川本剛生氏及び長谷川博和氏、監査役山下勇氏、山本克也氏及び柳谷内健一氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、悪意又は重過失が認められた場合には補償の対象としないこととしております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしており、保険料は全額当社が負担しております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されないこととしております。当該保険契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

④ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員各氏が兼職している他の法人等と当社との間には特別な関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況並びに 社外取締役に期待される役割に関する職務	
取締役 川 本 剛 生	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。主に行政書士及び会社経営者の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に事業法について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会すべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしていただいております。
取締役 長 谷 川 博 和	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。主に大学院教授及び会社経営者の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に経営管理及びコンプライアンスについて専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会すべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしていただいております。
監査役 山 本 克 也	当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会14回全てに出席し、常勤監査役としての見地から適宜発言を行っております。
監査役 柳 谷 内 健 一	当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会14回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に準じた監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査実施計画について、その監査範囲・活動内容が合理的に設定されていること、また、監査品質の維持、監査の効率化にも配慮しながら、適切かつ十分な監査日数と監査要員を確保していることを確認するとともに、取締役等から、監査報酬の決定方針及び監査日数と報酬単価の精査を通じて報酬見積額の算定根拠等について説明を受け、過去の報酬実績も踏まえ、その適正性・相当性を検証した結果、本年度の会計監査人に対する報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務の実施に関する体制を特に考慮し、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の決議内容を決定します。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人 有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度額としています。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において以下の「内部統制システムの基本方針」について決議し、当社の内部統制が適切に機能する体制を整備しております。当社の内部統制決議の内容及び当期における各項目の運用状況は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i 当社取締役会は、法令、定款、株主総会決議並びに取締役会決議等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
 - ii 当社は、当社グループの役員及び従業員が健全に職務を遂行するために「リスク・コンプライアンス委員会」の設置及び「リスク・コンプライアンス規程」を制定し周知・徹底する。
 - iii 当社は、法令違反その他法令上疑義のある行為等を早期に発見し、適切に対応するため、通報者に不利益が及ばない「内部通報制度規程」を制定し、通報窓口を社内及び社外に設置し、当社グループの役員及び従業員等を対象として運用する。
 - iv 当社は、社長直轄の内部監査室を設置し、当社グループ全体の業務遂行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施する。また、定期的に代表取締役社長及び監査役会にその結果を報告する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役の職務執行に係る情報等については、法令・社内規程等に基づき適切に保存・管理し、これらを閲覧できる体制を構築する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i 経営上の重要な事項は、審議基準に基づいて取締役会その他会議体により、リスクを審議・評価したうえで意思決定を行う。
 - ii 当社グループは、有事の際の損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じる。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i 当社は、取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、毎月取締役会を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定並びに当社グループの業務執行の監督を行う。
 - ii 定例の取締役会は月1回実施し、常に監査役が出席して業務の適正及び効率性について監査する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適時適切な業務執行を確保する。

- e. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
 - i 当社グループに属する会社間の取引は、法令、会計原則及びその他の社会規範に照らし、適正に行う。
 - ii 内部監査室は、当社グループを定期的に監査し、法令等や各種社内規程の周知・徹底及び適正な業務活動が行われているか監査する。また、監査内容に関しては定期的に報告書を作成し、監査報告及び是正状況を社長に報告する。
 - iii 当社の監査役は、当社グループの業務全般の適正を確保するため、年度計画に基づき監査する。
 - iv 関係会社管理規程に基づきリスク管理状況に係る報告を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。
 - v 子会社の取締役及び監査役（以下、「役員等」という。）の構成について、当社の取締役及び使用者から複数名が就任し、業務執行状況を管理・監督する。
 - vi リスク・コンプライアンス規程に基づき、子会社毎にコンプライアンス責任者を設置する。
 - vii 当社は、必要に応じて子会社の社長等を取締役会に出席させ、内部監査や内部通報等で判明した問題についての説明・報告を求め、是正の指示をし、その結果の報告を求める。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - i 監査役は、取締役会と協議のうえ、使用人の中から監査業務の補助者を選任することができる。
 - ii 監査役を補助すべき使用人は、取締役会の指揮命令を受けない。また、監査役はいつでも補助者の変更を請求することができ、取締役は、正当な理由がない限り、その請求を拒否できない。
 - iii 取締役は、補助者となっている使用人の人事異動・処遇について、監査役の意見を聴取し、尊重する。
- g. 取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - i 当社グループの取締役及び使用人は、業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査役に報告しなければならない。上記事項には、コンプライアンス及びリスクマネジメントに関する事項その他内部統制に関する事項を含む。

- ii 当社グループの取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて必要な情報を提出し、事業や業務の状況を報告するほか、稟議書その他の重要書類を監査役に回覧する。
 - iii 取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。
 - iv 監査役は、いつでも内部監査に関する資料の閲覧を請求することができる。また、必要に応じて、内部監査業務に同行することができ、その報告書等の閲覧を請求することができる。この場合、内部監査室は同行・報告を拒むことができない。
- h. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項
- 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎事業年度、一定額の予算を設ける。また、監査役がその職務の執行について費用の前払い等の請求をしたときは、すみやかにこれを処理する。
- i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i 監査役は、必要に応じて、取締役会その他重要な会議に出席することができる。また、代表取締役社長と監査役との定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行える体制を整備する。
 - ii 監査役は、監査法人及び内部監査室と適宜意見交換並びに情報交換を行うとともに、適切な距離を維持したうえで連携を保ち、調査及び報告を求めることができる。
 - iii 監査役は、当社の費用負担において、必要に応じて弁護士等の外部専門家から助言等を受けることができる。
- j. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- i 当社グループは、常に適切な会計処理の原則を選択し、規程として定め、当社グループ全役員に徹底し、この原則に基づいて会計処理を実施する。
 - ii 不正や故意はもとより、不注意や会計基準の不理解などによって発生する虚偽記載は当社グループの財務報告の信頼性を損ない、当社グループに対する信頼を著しく失墜させることになること、並びに万一、そのような事態が発生した場合には、厳正な処分を行うことを当社グループの全役職員に周知徹底する。
- k. 反社会的勢力の排除に向けた体制
- 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を役員等及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 当社の取締役は重要な子会社の取締役を兼任し、当該子会社の重要な会議に出席することにより法令等の適合性及び業務の適正性等を把握するとともに、その状況を当社の取締役会にて報告を行いました。
- ② 当社の監査役は、当社の取締役及び内部監査室との情報交換など相互に連携を図り、当社の取締役の業務の執行状況等の監査・監督を行いました。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び重要な子会社の内部監査を行うとともに、当社の取締役及び常勤監査役等に報告を行いました。

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から)
(2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	677	629	3,585	△0	4,891
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	13	13			26
剩 余 金 の 配 当			△152		△152
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,123		1,123
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	13	13	970	△0	997
当 期 末 残 高	690	643	4,555	△0	5,888

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非 支 配 株 主 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 金	そ の 括 計 額	他 利 益 計		
当 期 首 残 高	20	20		193	5,105
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					26
剩 余 金 の 配 当					△152
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					1,123
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)	8	8	98		106
当 期 変 動 額 合 計	8	8	98		1,103
当 期 末 残 高	28	28	291		6,209

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	11社
・主要な連結子会社の名称	株式会社アクティー 株式会社福井アクティー 株式会社コラビス 株式会社A2ロジ 株式会社東京アクティー

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社A2ロジの決算日は12月20日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項において有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算報告書を基礎とし、持分相当を純額で取り込む方式によっております。

b. デリバティブ

・時価法

ただし、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合は、特例処理を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～38年

機械装置及び運搬具 5～17年

b. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

c. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループの主要な事業である物流事業では、物流センターの運営（構内業務・配達業務）を行っております。当該業務においては、顧客の商品が入庫してから配達が完了するまでの期間が短期間であるため、配達業務が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、その時点で収益を認識しております。また、物流事業の取引の対価は履行義務を充足してから概ね1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法 特例処理の要件を満たしている金利スワップについて、特例処理を採用しております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

c. ヘッジ方針 金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用することとしており、投機目的の取引は行わない方針であります。

d. ヘッジの有効性評価の方法 特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を基礎とした額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会　企業会計基準適用指針第31号　2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類への影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	4,677百万円
土地	1,917百万円
計	6,594百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	2,051百万円
長期借入金（1年以内返済予定額を含む）	2,513百万円
計	4,564百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

4,509百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 5,962,500株
- (2) 剰余金の配当に関する事項
① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月30日 定時株主総会	普通株式	152	26	2022年12月31日	2023年3月31日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	202	34	2023年12月31日	2024年3月29日

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 62,500株

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、短期的な預金等、安全性の高い金融資産に限定して運用し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入等により調達しております。

また、デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップを利用しておりますが、投機的な取引は行わない方針であります。

- ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である営業未払金は2ヵ月以内の支払期日であります。

また、借入金は主に設備投資資金の調達を目的としたものであります。

営業債務は流動性リスクに、借入金は流動性リスク及び金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

I 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門並びに総務部が主要な取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

II 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、一部については支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化をはかる目的で、金利スワップ取引を実施しております。

ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

III 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。なお、一部の借入金には財務制限条項が付されております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	51	51	—
資産計	51	51	—
(2) 長期借入金（1年以内返済予定期額を含む）	2,898	2,873	△25
負債計	2,898	2,873	△25

(*1) 「現金及び預金」、「営業未収入金」、「営業未払金」、「未払費用」、「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は下記のとおりです。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	8
匿名組合出資金（*）	20

(*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日、以下「時価算定会計基準適用指針」という。）第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	51	—	—	51
資産計	51	—	—	51

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	2,873	—	2,873
負債計	—	2,873	—	2,873

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

I 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

II 長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行時と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によりおり、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

(単位：百万円)

	物流事業	その他（注）1	合計
一時点で移転される財	25,685	521	26,206
一定の期間にわたり移転される財	—	61	61
顧客との契約から生じる収益	25,685	582	26,267
その他の収益（注）2	—	54	54
外部顧客への売上高	25,685	637	26,322

(注) 1. 「その他」の区分は、旅客事業、不動産賃貸事業、システム開発事業、保険代理店事業、自動車整備事業及び燃料販売事業を含んでおります。

2. 「その他の収益」は、不動産賃貸収入であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	4百万円
契約負債（期末残高）	4百万円

契約負債は、運送料金にかかる顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額は、4百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、石川県金沢市及びその他の地域において保有している物流センター（土地を含む。）等の一部を賃貸しております。なお、当該不動産の一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	366百万円	345百万円
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	6,397百万円	5,466百万円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期末時価は、路線価、固定資産税評価額等の指標に基づいて自社で算定した金額であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 992円43銭
(2) 1株当たりの当期純利益 190円56銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 追加情報

2024年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」により、石川県、福井県、富山県、新潟県内の物流センターにおいて、商品の荷崩れなど一部被害がありましたが、人的被害はなく、既に通常通りに業務を再開しております。

なお、当社グループの主要な事業である物流事業に与える影響は限定的であり、連結業績に与える影響は軽微であります。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 產	761	流 動 負 債	3,749
現 金 及 び 預 金	224	営 業 未 払 金	15
営 業 未 収 入 金	146	短 期 借 入 金	2,600
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	82	1年内返済予定の長期借入金	627
そ の 他	325	未 払 金	374
貸 倒 引 当 金	△17	未 払 費 用	58
固 定 資 產	8,488	未 払 法 人 税 等	20
有 形 固 定 資 產	7,446	そ の 他	52
建 物	4,485	固 定 負 債	2,358
構 築 物	211	長 期 借 入 金	2,193
機 械 及 び 装 置	45	繰 延 税 金 負 債	49
土 地	2,575	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	11
建 設 仮 勘 定	81	そ の 他	102
そ の 他	46	負 債 合 計	6,107
無 形 固 定 資 產	6	(純 資 產 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 產	1,035	株 主 資 本	3,118
投 資 有 価 証 券	66	資 本 金	690
関 係 会 社 株 式	315	資 本 剰 余 金	659
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	374	資 本 準 備 金	659
そ の 他	535	利 益 剰 余 金	1,768
貸 倒 引 当 金	△256	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,768
資 產 合 計	9,250	固 定 資 產 壓 積 立 金	64
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,703
		自 己 株 式	△0
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	25
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	25
		純 資 產 合 計	3,143
		負 債 純 資 產 合 計	9,250

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年1月1日から)
(2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		2,040
営業原価		408
営業総利益		1,632
販売費及び一般管理費		1,085
営業利益		547
営業外収益		
受取利息	10	
助成金収入	12	
貸倒引当金戻入額	24	
関係会社事業損失引当金戻入額	72	
その他	13	132
営業外費用		
支払利息	25	
その他	4	29
経常利益		649
特別損失		
固定資産売却損	7	
固定資産除却損	0	7
税引前当期純利益		642
法人税、住民税及び事業税	53	
法人税等調整額	△0	53
当期純利益		589

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から)
(2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	677	645	645	66	1,266	1,332	△0 2,655
当期変動額							
新株の発行	13	13	13				26
剰余金の配当					△152	△152	△152
圧縮積立金の取崩し				△1	1	－	－
当期純利益					589	589	589
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	13	13	13	△1	437	436	△0 462
当期末残高	690	659	659	64	1,703	1,768	△0 3,118

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	評価・換算差額等	合計	
当期首残高	19		19	2,675
当期変動額				
新株の発行				26
剰余金の配当				△152
圧縮積立金の取崩し				－
当期純利益				589
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5		5	5
当期変動額合計	5		5	468
当期末残高	25		25	3,143

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項において有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算報告書を基礎とし、持分相当を純額で取り込む方式によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～38年

構築物 10年～15年

機械及び装置 12年～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

・その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う債務保証の履行等の損失に備えるため、当該関係会社の財政状態を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は持株会社であり、主な収益は、子会社からの業務委託料、受取配当金及び不動産賃貸サービスであります。業務委託料については、子会社へ契約内容に応じた受託業務を提供する事が履行義務であり、業務を実施した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点での収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。不動産賃貸サービスの履行義務は、時間経過に応じて充足しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについて、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用することとしており、投機目的の取引は行わない方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会　企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類への影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	4,470百万円
構築物	206百万円
土地	1,917百万円
計	6,594百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	2,051百万円
長期借入金（1年以内返済予定額を含む）	2,513百万円
計	4,564百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。
株式会社横浜LSP 25百万円

(4) 関係会社金銭債権債務

区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	347百万円
長期金銭債権	294百万円
短期金銭債務	13百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	1,978百万円
販売費及び一般管理費	146百万円
営業取引以外の取引高	12百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	69株
------	-----

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	83百万円
関係会社事業損失引当金	3百万円
関係会社株式評価損	52百万円
その他	5百万円
繰延税金資産小計	144百万円
評価性引当額	△143百万円
繰延税金資産合計	0百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△11百万円
固定資産圧縮積立金	△28百万円
グループ法人税制に基づく資産譲渡益	△11百万円
繰延税金負債合計	△50百万円

繰延税金資産（負債）の純額	△49百万円
---------------	--------

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者の関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社 アクティイー	所有 直接 100%	経営指導及び 業務受託 不動産の賃貸 役員の兼任	不動産の 賃貸 (注) 2	339	営業 未収入金	31
				債務被 保証 (注) 3	40	—	—
				リース料 の受取 (注) 4	33	リース投資資 産(流動資産 その他) リース投資資 産(固定資産 その他)	34 47
子会社	株式会社 コラビス	所有 直接 100%	経営指導及び 業務受託 不動産の賃貸 役員の兼任	経営指導 及 び 業務受託 (注) 1	229	営業 未収入金	21
				リース料 の受取 (注) 4	22	リース投資資 産(流動資産 その他) リース投資資 産(固定資産 その他)	22 40
子会社	株式会社 東京アクティイー	所有 直接 100%	経営指導及び 業務受託 不動産の賃貸 役員の兼任	経営指導及 び業務受託 (注) 1	223	営業 未収入金	20
				リース料 の受取 (注) 4	68	リース投資資 産(流動資産 その他) リース投資資 産(固定資産 その他)	57 117

種類	会社等の名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社横浜LSP	所有直接 100%	経営指導及び業務受託 役員の兼任	資金の回収	23	短期貸付金 長期貸付金	23 187
				債務保証(注)5	25	—	—
				リース料の受取(注)4	28	リース投資資産(流動資産その他) リース投資資産(固定資産その他)	34 86

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導及び業務受託については、契約条件により決定しております。
2. 不動産の賃貸については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。
3. 債務保証については、銀行からの借入金に対して債務保証を受けております。
なお、保証料の支払は行っておりません。
4. リース料の受取については、物件価格等を勘案してリース料を合理的に決定しております。
5. 債務保証については、銀行からの借入金に対して債務保証を行っております。
なお、保証料の受取は行っておりません。

(2) 役員及び個人株主等

種類	会社等の名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	喜多甚一	被所有直接 10% 間接 47%	当社代表取締役	新株予約権の行使(注)	11	—	—

(注) 2016年12月27日の取締役会決議に基づき発行した新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額には、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に、1株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 527円21銭
(2) 1株当たりの当期純利益 99円93銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 追加情報

追加情報は、連結計算書類「連結注記表 10.追加情報」に同様の内容を記載しているので、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

株式会社ビーイングホールディングス

取締役会 御中

有限责任 あづさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鹿 島 高 弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安 藤 眞 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビーイングホールディングスの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビーイングホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

株式会社ビーイングホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鹿 島 高 弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安 藤 眞 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビーイングホールディングスの2023年1月1日から2023年12月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程に準拠し、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を稟議書等により閲覧し、本社及び子会社の事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社の取締役等とも意思疎通及び情報交換を図り、事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月29日

株式会社ビーイングホールディングス 監査役会

常勤監査役 山下 勇 
常勤監査役 山本 克也 
(社外監査役)
社外監査役 柳谷内 健一 

以上